

**学校図書館法改正と学校司書養成の課題**  
Revision of the School Library Law in 2014 and Problem of Training Programs School Librarian in Japanese University

川瀬綾子<sup>†</sup> 北克一<sup>††</sup>  
KAWASE Ayako<sup>†</sup> KITA Katsuichi,<sup>††</sup>

**要旨:**2014年学校図書館法の改正によりこれまで名称や雇用形態も不統一であった「学校司書」が規定された。そして学校図書館法附則第2項により、学校司書の養成が求められている。しかしながら、学校司書の雇用は努力義務にとどまり、国からの人的予算は潤沢では無いために全校に学校司書を専任で雇用する状況下には無い。また、養成に関しては司書教諭と学校司書という二職種が併置されている現状等を踏まえると業務内容の棲み分けも考慮しなくてはならない。更に全国では既に約2万人の学校司書が既に配置されており、所持している資格も様々である。今回の法改正の問題点及び求められる学校司書像の相違、現在の司書教諭、学校司書の問題点を取り上げる。

**キーワード:** 学校図書館法、学校司書、図書館司書課程科目、学校図書館、学校司書養成科目  
**Keywords:** School Library Law, School Librarian, Subject for Librarian Course, School Library, Subject for School Librarian Course

## 1. はじめに

1953年の学校図書館法制定により「学校教育において欠くことのできない」ものとして学校図書館の設置が義務付けられた。2014年には10回目となる学校図書館法の改正が行われた<sup>1</sup>。今回の法改正は学校司書の法制化となった。

法改正を繰り返し、より良い学校図書館、専門的人材の確保を目指しているものの、様々な問題点を内包している。本研究は学校図書館法改正の問題点、学校司書養成へ向けた課題を提示する。

### 1.1 学校図書館法改正 学校司書の法制化

2014年6月20日の参議院本会議において「学校図書館法の一部を改正する法律」が全会一致をもって可決し、2015年4月1日から施行される<sup>2</sup>。

新設の第6条1項には「学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」とい

う。）を置くよう努めなければならない。」と記され、長年に渡り学校図書館関係者らが熱望してきた学校司書の法制化が初めて認められた重要な法改正と言えよう<sup>3</sup>。これまで学校司書、学校図書館司書、学校図書館指導員、学校図書館事務職員、学校図書館専門員、図書指導員などと名称も不統一であった職名が、「学校司書」という名称で動きを見せることとなった。学校図書館の活性化へ向けた一歩である。

また第6条2項には「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことを規定し、国と地方公共団体に責務があることを認めた。

そして附則において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とし、学校司書に関する資格や養成の検討が急務となった。

今回の改正を受けて2014年7月に文部科学省

<sup>†</sup>京都精華大学マンガ学部

<sup>††</sup>相愛大学共通教育センター

から教育委員会等へ提出された通知文には改正法の趣旨及び留意事項として以下のように述べている<sup>4</sup>。少し長いが引用する。

#### 改正法の趣旨

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められている。これらの活動の充実のためには、学校図書館が活用できるよう、整備を進めることが重要である。改正法は、この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭等と連携しながら、その機能向上の役割を担う専ら学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として位置づけ、これを学校に置くように努めること等について定めるものである。

#### 留意事項

(1) 学校司書の配置については、学校図書館に置ける教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成 24 年度より、地方交付税措置が講じられているところ、については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。

(2) 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。

(3) 司書教諭については、平成 9 年の本法改正により、11 学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。

(4) 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果

たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

このように留意事項では学校司書に関しては「学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が必要」と述べている。これは、衆参両院の「付帯決議 三」<sup>5</sup>を受けたものと類推される。また司書教諭の配置については前回の法改正時の留意事項と同様に 11 学級以下の配置、担当授業時数の軽減措置を求めている<sup>6</sup>。

## 1.2 「改正学校図書館法 Q&A—学校司書の法制化にあたって—」

2014 年 7 月学校図書館議員連盟、公益法人 文字・活字文化推進機構、学校図書館整備推進会議は合同で「改正学校図書館法 Q&A—学校司書の法制化にあたって—」<sup>7</sup>を作成し、配布している。

一問一答式で 10 個の項目があるが、Q3 の「学校図書館には、どのような役割が求められているか」では、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」的役割が学校図書館には必要であるとしている。これは後述する「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策について（報告）」（以下、「堀川報告」）<sup>8</sup>と平仄を合せている。更に教師の授業活動や読書活動、研究活動のニーズにも対応することが求められる点や「不登校の経験を持つ子どもをはじめ、相談相手が必要な子どもたちの「心の居場所」となっている点は、子どもの読書サポーターズ会議の「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」<sup>9</sup>に参加している文字・活字文化推進機構の意見が反映されたと類推できる。

Q4 には「学校司書に求められる資質・能力」が記されているが、「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」に依拠している。

Q5「司書教諭と学校司書の関係」では司書教諭と学校司書は対等な関係であり、それぞれの役割を果たしつつ協力・連携を深めるとしている。しかし、この資料ではそれぞれの役割の中身が示されていない。

Q7 は委託の学校司書についてであるが、「校長

の指揮監督下にないことから、法の規定する「学校司書」には該当しない。」としている。

Q8 は学校図書館法上に学校司書を正規職員での配置とするべきであったのではないかというものであるが、「自治体がさまざまな形で雇用してきたいきさつも考慮しなければならなかった。」と弁明している。

### 1.3 学校図書館法の問題点

新設の第6条1項には「専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とあるように努力義務であり、JLA等が目指す専任の学校司書の必置とはならなかった<sup>10</sup>。

根本は学校図書館法制化の検討時に、司書教諭と学校司書の関係性を明確にするよううったえ、「これまでの学校教育における図書館専門職全体の位置づけに関する歴史的な議論を前提とせず、さらに中途半端な資格をつくろうとしているように見える」と懐疑的である<sup>11</sup>。

また梅本は学校司書について「人」の中身について最も重要なことは「専門性」であるが、この点が曖昧なままでの法改正であると指摘している<sup>12</sup>。

学校図書館問題研究会は法改正前に求めてきた「必置義務を明記すること」「学校司書の一枚一名以上の配置を盛り込むこと」「司書資格を必要とすること」「学校図書館の専門的職務を『掌る』学校司書であること」「フルタイムで継続して働けること」が本則では明記されなかった点を悔恨している。

また要望として「学校司書が主体的に学校図書館経営および運営を担えるような資格・養成のあり方や研修について、十分に論議を尽くしてください。その際、学校図書館現場の意見をぜひ反映してください。学校司書がすべての学校に1校1名以上配置され、フルタイムで継続して働けるような環境の整備をしてください。」と述べている<sup>13</sup>。

森田は附則で記された資格や養成の在り方等に年限がしめされていない点を指摘している<sup>14</sup>。

このように司書教諭と学校司書との関係性、学校司書という「人」に対する育成や勤務形態への配慮に欠けた法制化であると批判する声も大きい。

## 2. 学校司書雇用に向けた各種の問題点

法改正で設置が努力義務となった学校司書であるが、雇用及び養成へ向けていくつかの問題点を内包している。

### 2.1 学校司書雇用予算の問題点

学校図書館の充実を図るため2012（平成24）年度からの5年間の「地方財政措置」が講じられた。「学校図書館図書整備5か年間計画」として蔵書整備費用（単年度200億円、5か年計約1,000億円）、新聞配備予算（5か年計約75億円）、「学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置」として単年度で約150億円の学校司書雇用予算が講じられるようになった<sup>15</sup>。これまでも学校図書館への予算措置は講じられてきたが、学校司書への雇用予算は初めてであった。しかし、「地方財政措置」とは、用途を定めず一般財源として地方に交付されるものであり、学校図書館活性化へ繋げるためには各市町村が予算化し、各学校へ割り振る必要がある。しかしながら強制されていないため、学校図書館へ予算を充てない市町村もある。

全国学校図書館協議会が行った2014（平成26）年度の地方財政措置で学校司書の配置を予算化したかどうかの調査では「予算化した」は419市区町村（38.5%）、「予算化していない」は607市区町村（55.8%）、「無回答・その他」は62市区町村（5.7%）と予算化していないケースの方が多い。また、どのように配置したかのアンケートでは、「地方財政措置に基づいてさらに配置を増やした」と回答したのは58市区町村（5.3%）、「配置を増やしていない」は433市区町村（39.8%）、「地方財政措置に基づいて新たに配置した」は16市区町村（1.5%）、「配置はしない」364市区町村（33.5%）、「無回答・その他」171市区町村（15.7%）と地方財政措置で学校司書を雇用しない場合の方が多い<sup>16</sup>。

次に配置がある場合の雇用形態の調査では、「正規の職員（フルタイム）」46市区町村（7.4%）、「臨時・嘱託等」552市区町村（88.7%）、「民間の業者等の委託や派遣」38市区町村（6.1%）、「無回答・その他」8市区町村（1.3%）と非正規雇用が圧倒的に多い状況となっている<sup>17</sup>。また学校司書の勤務状況では「1校だけの学校図書館担当」は322市区町村（51.8%）、「複数校の学校図書館担当」が260市区

町村（41.8%）、「無回答」92市区町村（14.8%）と複数校兼務の場合も多いことが分かる<sup>18</sup>。

文部科学省から発表されている2012（平成24）年度からの「新学校図書館図書整備5か年計画」に基づく地方財政措置の考え方<sup>19</sup>では、学校司書の配置経費は公立小中学校のみを配慮し、「1年度当たり約150億円（14,300人×105万円）、小中学校に1週当たり30時間の担当職員を概ね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置」としている。この金額の算出は「直近の学校図書館担当職員の配置実績（14,300人）に、1人当たり配置単価（105万円）を乗じている。」が、全国の公立小学校数は20,558校、中学校は9707校計30,265校ある<sup>20</sup>。この人数の算出方法は妥当なのであろうか。

具体的には1人当たり単価設定は1時間千円で6時間勤務、週5日勤務として計算をしている。時給は一般的な図書館司書の非正規雇用の賃金<sup>21</sup>となっているが、1日の勤務時間が短いため、年収が低い。年収105万円は果たして妥当な賃金なのであろうか。またこの試算は1日6時間勤務を想定しているため、児童生徒が登校する朝から下校するまでの時間の勤務とはならない点にも問題がある。

今回の試算では週30時間となっており、社会保険等の加入が可能となる。しかしながら、社会保険等の加入は市区町村が半額を負担することになる。そのため、週28・29時間勤務としている場合もある<sup>22</sup>。もちろん全ての地域でそのような雇用状況ではなく、地域によっては正規職員として学校司書を採用している場合もある。

しかし前述の雇用状況であることを踏まえると学校司書資格を取得したいと思う新規受講者がどれ程存在するのだろうか。また極端に学校司書の年収が少ないことを認識しながら大学等が学校司書科目を開講することを躊躇うことはないのだろうか。

## 2.2 司書教諭・学校司書をめぐる問題

学校図書館を掌る者として司書教諭と学校司書という二職種が存在する。この項では司書教諭と学校司書それぞれについての現状と問題点を挙げて行く。

### 2.2.1 司書教諭免許取得について

学校図書館法第5条（専門職の配置）により「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と義務付け、学校図書館の専門家としての活躍が望まれている。

また同条2項により司書教諭は「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」とされているため、教諭であり、教育職としての職務である。

司書教諭の資格を得るためには、教員免許を取得しなくてはならない。教員免許は各都道府県教育委員会から交付される。例えば小学校教諭免許を取得したい学士（一種免許状）であれば、教科に関する科目8単位、教職に関する科目41単位、教科又は教職に関する科目10単位の取得が必要となる。更に司書教諭の免許を取得するには学校図書館司書教諭講習規定による科目である「学校経営と学校図書館」「学習指導と学校図書館」「学校図書館メディアの構成」「情報メディアの活用」「読書と豊かな人間性」の計5科目が履修要件となっている。

### 2.2.2 司書教諭の問題点

学校図書館法に司書教諭の配置義務はあるものの、学校教育法には例えば栄養教諭のように司書教諭を置かなければならないという規定は無く、その業務内容の明記も無い。

1997年改正の学校図書館法により12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務付けられた。それ以前は旧附則第2項の「当分の間」という文言により長期に渡り司書教諭が配置されない事態が続いた。改正時は司書教諭有資格者養成に時間がかかること、予算が問題となり、「当分の間」とされた。しかし期限が明記されなかったために、司書教諭を配置しなくても許容される事態を招いてしまった<sup>23</sup>。

1997年の法改正により2003年から12学級以上の学校には司書教諭が必置されるようになった。しかしながら依然11学級以下の学校には司書教諭の配置は少ない。

1997年の改正学校図書館法施行にあたって文部省から教育委員会等へ宛てた通知文の留意事項

には以下の点が述べられている<sup>24</sup>。

- (1) 司書教諭については、これまでも昭和32年5月2日付け委初第165号、平成5年10月27日付け文初小第336号及び平成7年9月18日付け文初小第357号等により発令の促進を促してきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、今後は、司書教諭有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するよう努めること。
- (2) 改正法令等では、11学級以下の学校においては当分の間司書教諭を置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう努めることが望まれること。
- (3) 司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること。
- (4) 司書教諭講習を実施する教育機関としては、例えば、各都道府県及び市町村の教育センター等が考えられること。
- (5) 学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものであることに留意すること。
- (6) マルチメディア時代に対応した学校図書館のより一層の充実と利用の促進を図るため、図書館資料や視聴覚機器、情報機器の整備に努めるとともに、公共図書館との連携や地域のボランティアの活用等による開かれた学校図書館づくりを推進するよう努めること。

留意点(1)・(4)については学校図書館法に義務付けられているため、司書教諭講習以外にも大学での講義が設けられており、各地域の教育委員会等では積極的に養成に努めていた。

しかしながら留意点(2)は依然、11学級以下の学校では司書教諭の配置は必置化されておらず、11学級

以下の学校での司書教諭配置率は12学級以上と比較すると非常に低い。平成24年度の国立、公立、私立の合計結果では12学級以上規模の小学校99.6%、中学校98.4%、高等学校95.9%、特別支援学校小学部92.5%、中学部90.6%、高等部93.8%、中等教育学校前期課程70.8%、後期課程94.1%となっている。

一方で11学級以下となると小学校23.9%、中学校27.4%、高等学校25.3%、特別支援学校小学部21.4%、中学部22.9%、高等部19.8%、中等教育学校前期課程58.3%、後期課程75.0%と極端に低くなる。また留意点(3)の減免措置を行っているのは12学級以上でも僅か8.6%、11学級以下で8.7%、学校図書館を担当している時間は12学級以上1.5時間、11学級以下1.3時間となっている。これでは学校図書館の活動がおろそかになりかねない<sup>25</sup>。

教員の採用に関しては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」や「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」という規定があり、定数を専任の司書教諭に充てる余裕が無いことも問題がある<sup>26</sup>。

また、中学や高等学校のように科目での雇用となると不足した教科担当の教員採用が優先となる。更に司書教諭となっても前述の通り減免措置も進んでいない。

くわえて本来司書教諭は市町村立学校の場合には市町村教育委員会、都道府県立（特別区含む）学校では都道府県教育委員会からの任命で発令されるべきであるが、形骸化し校長等からの任命の場合が多くを占めている。

坂田は校長や教頭に行った対面インタビューの結果として、「児童生徒を指導する専門的な教員を配置し、学校図書館を学校の心臓部にしよう」と意図したアメリカ教育使節団の理想、その系譜を引き継ぐ学校図書館法の願いは、現実問題として、「学校現場に今なお定着していない」とし、理想と現実の溝を挙げている<sup>27</sup>。

### 2.2.3 現職学校司書の資格について

学校司書は新学校図書館法で「専ら学校図書館の職務に従事する職員」と明記されているように、職務専従ではあるが、「職員」であるため事務職系統である。このように学校図書館の専門的職務を掌るのは司書教諭であり、学校司書は事務職員で

あると規定している。

学校司書の資格に関しては現在の所、制度上の定めは無く、「各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書資格や司書資格や司書教諭資格、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求め等々の資格要件を定めて、「学校司書」を募集。」<sup>28</sup>している。このため、学校司書が持っている資格は様々となっている。現職学校司書には全く何の資格も有していない、教員免許のみ取得している、教員免許と図書館司書資格というような場合も考えられる。例えば文科省の調査結果では公立の小・中・高等学校で常勤として勤務する司書・司書補の有資格者は全体で75.3%であるが、非常勤となると58.5%と割合が低くなっている<sup>29</sup>。

今日では地方公共団体の内部での学校図書館と公立図書館との人事交流もあるため、司書課程について触れておく。

文科省が定めている司書資格取得方法は以下の3つの方法がある。1) 大学(短大を含む)又は高等専門学校卒業生が司書講習を修了し資格を得る。2) 通信制・夜間・科目等履修を含む大学及び短大で司書資格取得に必要な科目を履修し卒業を待って資格を得る。3) 3年以上司書補としての勤務経験者が司書講習を修了し資格を得る。

平成26年度司書及び司書補講習実施大学は全国で12大学ある。また平成25年4月1日現在の司書養成科目開講大学は全国で計216大学(大学158校、短大58校)となっている。

図書館法の改正(2008年)に伴い2012年度より、「大学において履修すべき図書館に関する科目」内容が変更され現在に至っており、13科目24単位の取得が最低条件となっている。

ここで履修科目を挙げておく。1)基礎科目(4科目8単位)生涯学習概論、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論。2)図書館サービスに関する科目(4科目8単位)図書館サービス概論、情報サービス論、児童サービス論、情報サービス演習。図書館情報資源に関する科目(3科目6単位)図書館情報資源概論、情報資源組織論、情報資源組織演習。選択科目(2科目以上選択)図書館基礎特論、図書館サービス特論、図書館情報資源特論、図書・図書館史、図書館施設論、図書館総合演習、図書館実習。文科省が定める図

書館司書資格は主に公立図書館で勤務する司書養成を視野に入れているため、科目やねらい、内容には専門図書館、学校図書館への配慮はほとんどされていないに等しい。

学校図書館に関わる文言が明記されているのは、図書館制度・経営論の「他館種の図書館に関する法律等(学校図書館法以下略)」、児童サービス論の「学校、学校図書館の活動(公立図書館との相違点を含む)」及び「学校、家庭、地域との連携・協力」の2科目のみである。公立図書館の司書を養成するためのカリキュラムであるため、司書科目をもって全面的に学校司書資格とするには無理がある。

また現職学校司書が司書補資格を有している場合もあるため、司書補についても触れておく。

司書補の要件として「1) 司書の資格を有するもの 2) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又は高等専門学校第三学年を修了したもので司書補の講習を修了したもの。」とある。受講科目は生涯学習概論(1単位)、図書館の基礎(2単位)、図書館サービスの基礎(2単位)、レファレンスサービス(1単位)、レファレンス資料の解題(1単位)、情報検索サービス(1単位)、図書館の資料(2単位)、資料の整理(2単位)、資料の整理演習(1単位)計14単位を履修しなくてはならないが、司書課程よりも10単位少ない。

今後学校司書資格を考える際には現職学校司書への資格付与をどうするのか検討する必要があるだろう。

## 2.2.4 学校司書をめぐる問題

学校図書館法附則第2項の「当分の間」司書教諭が配置されない状況下の実務担当者として学校司書が1950年代頃から登場したとされる<sup>30</sup>。前掲の文科省の調査結果では学校司書の配置率は小学校47.8%、中学校48.2%、高等学校67.7%となっており、常勤の率は小学校8.1%、中学校11.7%、高等学校57.3%と小学校と中学校では非常に低い<sup>31</sup>。

前述の通り、学校司書の勤務実態は実に様々である。常勤で雇用される場合もあれば、非常勤での勤務の場合もあり、また1校専任の場合もあれば兼任や複数校勤務という場合もある。

また学校に関する法律として学校事務職員の複

数配置（義務標準法第9条第3号、高校標準法第12条第2号）があり、小学校：27学級以上の学校、中学校：21学級以上の学校、高等学校：収容定員441人（12学級）以上の学校には学校事務職員が複数人配置できるようになっているが、学校司書の枠として充てられることは少ないようである<sup>32</sup>。

現在6,276人の専任学校司書、13,819の非常勤学校司書が既に存在している<sup>33</sup>。学校司書養成科目を練る際にはまず現職約2万人の養成についてと新規で資格を取得する者とを分けて考えなくてはならない。

また「改正学校図書館法Q&A」では事業者から雇用された学校司書は学校司書とみなさないとしている<sup>34</sup>。事業者からの委託で勤務する学校司書についてもリカレント教育とするのか、今後の雇用形態をどうするのかも問題となろう<sup>35</sup>。

最後に研修制度についても問題がある。全国SLAの調査によると「自治体による学校司書の研修の実施について」では「毎年計画的に実施」は225市区町村（20.7%）、「毎年実施」は97市区町村（8.9%）、「不定期に実施」は75市区町村（6.9%）、「実施していない」は654市区町村（60.1%）、「無回答・その他」は39市区町村（3.6%）と実施していない場合の方が圧倒的に多い<sup>36</sup>。研修制度の確保及び充実も考慮していかなくてはならない。

### 3. 求められる学校司書像

#### 3.1 学校司書に求められる職務

上記のように非常に不安定な身分で進行している学校司書であるが、現在求められる学校司書の理想像は高い。

文部省が1963年に編纂した『学校図書館の管理と運用』では学校司書の職務は「技術的職務」と「奉仕的職務」であり、児童生徒への指導等は含まれていない<sup>37</sup>。

文科省が2013年に設置した学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議（座長：堀川照代）が2014（平成26）年3月に発表した「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策について（報告）」<sup>38</sup>では「学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的

職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。」とし、「一般的には、教育指導に関する専門的知識等を有する司書教諭が立案・取りまとめに従事し、学校図書館担当職員は、図書館資料とその活用に関する専門的知識等に基づき、必要な支援を行うという形態が想定されるが、実際には両者は協働して当たることが求められる。」と述べ、司書教諭と学校司書の業務の違いを示している。しかし、その一方で「具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮した柔軟な対応も必要となる。」と、それぞれの学校の状況に応じた対応が必要と曖昧である。

塩見は学校司書の職務標準が明確でなく、また司書教諭の実態が乏しい状況では評価しがたいとしている<sup>39</sup>。しかしながら、学校司書の方向として「支援」ではなく、「指導」的な業務をも想定しているため、「改正学校図書館法Q&A」、「堀川報告」等との一部乖離も見られる。ただし、小規模校では現実的に司書教諭と学校司書の二職種並置は困難であり、また司書教諭の実態が乏しい現状のために、「指導」的な立場を掌る学校司書論も納得できる。それ故に学校教育法や教育公務員特例法上での位置付けが必要とされる。

「堀川報告」では学校司書の職務として、①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務の3つに分類し、それぞれの内容を定義している。「間接的支援」については、図書館資料の管理、施設・設備の整理、学校図書館の運営を挙げている。次に「直接的業務」は館内閲覧、館外貸出、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動となっている。そして「教育指導への支援」では教科等の指導に関する支援、特別活動の指導に関する支援、情報活用能力の育成に関する支援とし、あくまで「支援」であり、「教育指導」ではない。

しかしながら学校図書館の運営・管理だけにとどまらず児童生徒への「教育」に関しても熟知してはならず専門性をどう考えるかが重要となる。例えば「教育に関する活動」では「児童生徒の発達に関すること」、「学校教育の意義や目標・学校

経営方針に関すること」、「学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること」、「学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関すること」、「発達の段階に応じた読書指導の方法に関すること」、「校務や学校における諸活動に関すること」と非常に広範囲の知識が必要であり、事務職員の職務範囲を超えている。更に司書教諭と学校司書の職務を分けることも必要ではあるが、専任の司書教諭がほとんど配置されていない、担当時数の減免措置もほとんどされていない状況を見ると職務分離は理想でしかありえなくなってしまう。

また平成25年度日本学校図書館学会学校図書館フォーラムでの基調講演<sup>40</sup>として文科省初等中等教育局児童生徒課長の内藤が『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について』を基にして以下の点で講演した。

- 1) 学校図書館担当職員いわゆる「学校司書」の配置に関する経費が地方財政措置に盛り込まれたこと。
- 2) 学校図書館の利活用の意義について論議されたこと。
- 3) 学校図書館担当職員の職務を整理したこと。

一つは、児童生徒や教員に対する間接的な支援に関する職務(例：図書館資料の管理、施設設備の整備等)

二つめは、児童生徒や教員に対する直接的な支援に関する職務(例：貸出業務、レファレンス等)

三つ目は、教育目標を達成するための教育指導への支援に関する職務(例：学習に必要な図書を紹介等)

- 4) そうした庶務を遂行するための資格能力・専門性をどう整備していくか。
- 5) こうした学校図書館の利活用を円滑に進めるためには、校長のリーダーシップが必要であること。

学校司書は「支援」的業務であり、直接的な「教育指導」では無い。しかしながら、3)の3つ目の業務内容について、「強調したいことですが、教育目標を達成するための教育指導への支援に関する職務です。」と「支援」の必要性をうたっているが、見

児童生徒らへの資料の紹介以外にも「調べ学習をする、調べ方の分からない子に実際にあたって指導を行う。」と「指導」という言葉を使っており、混在してしまっている。

### 3.2 子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方について」

作家、学者、学校関係者、公立図書館や民間団体関係者などから構成される子どもの読書サポーターズ会議では「これからの学校図書館の活用の在り方について」を2009年3月に発表している<sup>41</sup>。学校図書館の機能と役割として児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」機能、教員のサポート機能(「教材センター」機能)、子どもたちの「心の居場所」、家庭・地域の読書活動支援としての学校図書館を提言している。

司書教諭と学校司書の役割分担としては、司書教諭は「学校図書館の運営に関する総括、学校図書館を活用した教育活動の企画・指導の実施、教育課程の編成・展開に関する他教員への助言等」とし、経営や児童生徒への指導を担うものとしていている。一方の学校司書は「学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務、実施、学校図書館を活用した教育活動への協力・参画」とし、教員への助言や学校図書館の維持管理が中心業務となっている。

しかしながら11学級以下の学校では司書教諭が不在の場合も多く、兼任で減免措置も無い状況が多く、また学校司書の雇用が無い場合もあり、理想像でしかない。

### 4. 学校司書養成案について

学校司書養成へ向けて様々な科目案等が提示されている。この項ではそれぞれの案を俯瞰、評価する。なお、評価軸としては1. 現在の学校図書館の状況、業務内容を前提にしたボトムアップ型か、現状にとらわれずに、今後新たな法制等を考慮したトップダウン型か、2. 教職課程への配慮の程度については、「指導の支援」に必要な範囲化、または、直接的な「指導」を含めているのか、3. 現行学校司書の移行・経過措置に関しての配慮はあるのか、の3点を設定した。



#### 4.1 「LIPER3 シンポジウム記録 日本の学校図書館専門職員はどうあるべきか：論点整理と展望」

「図書館情報学教育を高度化するための研究基盤形成」（通称 LIPER3）では 2012 年 12 月 1 日にシンポジウムを開催した。その報告として 2013 年に「LIPER3 シンポジウム記録：日本の学校図書館専門職員はどうあるべきか：論点整理と展望」を公表している<sup>42</sup>。

LIPER は「図書館情報学という図書館専門職養成のカリキュラムを前提とした」ものである<sup>43</sup>。

根本は討論の中で学校図書館を「コアが図書館にあって、その上に教員的な部分というものがあるという」<sup>44</sup>と述べているが、講演「21 世紀のカリキュラム展開と学校図書館職員養成」の中身は教員の養成体系の中での学校図書館というように逆転しており、ゆらぎが見られる<sup>45</sup>。

情報専門職（学校）には以下の 5 つの領域の知識や技術が必要としている。

- ・学校教育論；学校制度および学校における教授学習プロセス全般の理解、カリキュラム、教科の構造、教育方法、教育評価など。なお、教職資格を前提とする場合は不要である。
- ・学習情報メディア論；児童生徒の情報メディア利用特性と知の組織化の理論。学習情報メディアの構築とデジタルコンテンツ。著作権。
- ・学習環境デザイン論；学習における各種情報・メディア利用の意義と特性。学習環境の IT 化と空間デザイン。学習コミュニティの構築。
- ・教授・学習支援論；児童生徒の情報行動モデル。情報・メディア教育の原理と指導法。カリキュラムの企画・実施・評価。
- ・子ども読書論；児童生徒の発達と読書の意義。読書の原理と指導法。国語力・読解力の育成。

また情報専門職（学校）の配置について想定される課題として以下が挙げられている。

- ・現行の司書教諭の発展形として「情報専門職（学校）」を設置する。
- 1) 現行の学校図書館法の枠内で司書教諭に代

わる職種として情報専門職（学校）を位置づけ、養成課程を含め付随する規定を改正することで対応する。

2) 学校図書館法に加えて学校教育法および教育職員免許法等の関連諸法を改正し、用語教諭・栄養教諭等と並び、司書教諭の学校内における専門職としての位置づけを明確化する。養成は旧来の司書教諭と区別し、情報専門職（学校）として大学院における専門教育を受けたものとする。

・現行の司書教諭とは別個の資格として情報専門職（学校）を位置づける。

3) 学会をはじめとする関係者が努力することによって大学院レベルの「情報専門職（学校）」の養成制度を設置する。その場合、カリキュラムの整備とともに養成機関の認定基準および認定方法のような制度的課題を解決しなければならない。

特に 2) に関しては望ましい姿であるが、すぐには難しく、中長期的プランとして計画する必要がある。また 3) も同様に、中長期的プランに組み入れる必要があり、現在の状況では大学院への進学等の自己学習は自主努力により目指す必要がある。

1. LIPER 案は新たな「情報専門職（学校）」を提案しているため、トップダウン型である。しかし 1) 案である規定の改正は困難であり、実行性に乏しく感じる。2. 司書教諭の発展形として新たな専門職を捉えているため、学校司書とは言い難い。

3. 現行学校司書の移行・経過措置に関する配慮は考えられていない。

#### 4.2 野口案

2014 年の『子どもの本棚』において野口は学校司書の養成案を記している。文科省の「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査協力者会議」を基に、基礎科目、間接的支援に関する科目、直接的支援に関する科目、教育指導への支援に関する科目の必修と、選択科目を提示している。単位数は書かれていないが、必修 18

科目が示されており、選択科目は3科目中2科目を選択することとしている。出来るだけ小規模大学等でも開講しやすいように司書課程、司書教諭課程及び教職課程との共通化を考えており、新規開講科目は9科目となっている<sup>46</sup>。

評価軸1. は、ボトムアップ型である。2. は3科目を教職課程としており、概ね「間接的支援」「直接的支援」「教育指導への支援」を主軸とした科目案となっている。3. は現行学校司書の移行・経過措置に関しては述べられていない。

表1 野口案

		科目	単位
基礎科目	必修	学校教育概論	
		学校図書館総論(学校経営と学校図書館)	2?
		図書館概論	2?
		図書館情報技術論	2?
		発達心理学(または教育心理学)	2?
		学校図書館連携・協同論	
間接的支援に関する科目	必修	図書館情報資源概論	2?
		子どもの本・メディア論	
		情報資源組織概論	2?
		図書館施設論	1?
直接的支援に関する科目	必修	学校図書館活動概論	
		情報サービス論	2?
		利用者ガイダンス論	
		読書推進活動論(読書と豊かな人間性)	2?
教育指導への支援に関する科目	必修	教育方法論	2?
		学習活動支援論(学習指導と学校図書館)	2?
		特別活動支援論	
		情報リテラシー育成支援論(情報メディアの活用)	2?
選択科目	選択(2科目)	学校図書館特論	
		学校図書館総合演習	
		学校図書館実習	
総単位数? ?			

※単位数については触れていないため、類推できるもののみ記し後ろに「?」を付与した。

#### 4.3 日本図書館協会図書館情報学教育部会案

2014年12月14日に日本図書館協会図書館情報学教育部会(以下、「JLA教育部会」)では「養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方～図書館学教育部会意見募集結果から～」を開催した<sup>47</sup>。ここでは現在の学校、司書教諭の状況を踏まえると、司書教諭と学校司書の二職種並置が前提となるとし、その前提の元、科目案(たたき台)を発表している。科目案としては、司書教諭科目より6～8単位、司書必須科目より6～8単位、教職に関する科目より6単位の合計18～22単位)を必要としている。

この案は全ての科目を現行司書、司書教諭、教職科目に基づいて作成しているため、新規開講科目は無い。

評価軸1. は、ボトムアップ型である。2. は4科目を教職課程としている。「教育課程及び指導法に関する科目」があり、「指導の支援」からいくぶん「指導」に踏み込んでいるように思える。3. は現行学校司書の移行・経過措置に関しては具体的な案は書かれておらず、「たとえばフルタイムで何年かの勤務経験があり、すでに司書の資格を有している場合には、一定の減免措置が講じられてよいであろう。」<sup>48</sup>という表記にとどまっている。

表2 日本図書館協会図書館情報学教育部会案

		科目	単位
司書教諭	必修	学校経営と学校図書館	2
		学習指導と学校図書館(司書課程の選択科目(ex.図書館サービス特論))	2
		読書と豊かな人間性	2
	?	学校図書館メディアの構成(司書課程の選択科目(ex.図書館情報資源特論))	?
司書	?	図書館概論。「(「図書館サービス概論」かどちらか一方は入れておいてよいかもしれない。)	?
	?	図書館情報技術論	?
		情報サービス論	2
		情報サービス演習	2
		図書館情報資源概論(「学校図書	?

		館メディアの構成」で代替?)	
		情報資源組織論(「学校図書館メディアの構成」で代替?)	?
		情報資源組織演習	2
教職	必修	教職の意義等に関する科目(教職入門)	2
		教育の基礎理論に関する科目(教育原理)(司書教諭課程でも「学校経営と学校図書館」で学ぶ?)	?
		教育課程及び指導法に関する科目(教育方法論)	2
	選択(2単位以上)	教育の基礎理論に関する科目(教育心理学)	2
		教育の基礎理論に関する科目(教育の制度・経営)	2
教育課程及び指導法に関する科目(教育課程論)		2	
総単位数18~22単位			

#### 4.4 日本学校図書館学会学校司書の資格、養成・研修等の在り方に関する研究会案

2015年2月7日に行われた日本学校図書館学会フォーラムにおいて、「学校司書の資格、養成・研修等の在り方に関する研究会」による学校司書養成カリキュラムや研修プログラムについての中間まとめ報告があった。3月に発行された同学会の会報では学校司書養成について以下の点が記されている<sup>49</sup>。

##### 学校司書の専門性

学校図書館として必要な管理業務に加えて各教科等の学習指導及び朝、休憩時間、放課後などにおける読書を支援するために必要な知識、技能、使命感などの資質能力が求められる

##### 養成カリキュラムの構想

1. 学校司書は学校組織の一員としてその教育にかかわるための資質能力が求められること。
2. 学校教育の各教科等の学習指導や教育課程外の読書指導の支援ができること。
3. 児童生

徒の教育にかかわるため豊かな教養を身につけること。4. 学校段階や学校の種別によって実態が様々異なっているため、それに対応できる内容を選択できるようにする必要があること。

科目案については「1. 学校教育に関する科目」、「2. 学校図書館に関する科目」、「3. 教養に関する科目」、「4. 学校図書館に関わる選択科目」を必要とし、「学校司書第一種資格として五十六単位程度、学校司書第二種資格として四十二単位程度」としている。会報では科目案が記されていないため、具体的な検証はできない。

科目案の内、「4. 学校図書館に関わる選択科目」は、上の「養成カリキュラムの構想」の「4. 学校段階や学校の種別によって実態が様々異なっているため、それに対応できる内容を選択できるようにする必要」を受けた案であり、学校種に応じた選択科目を提案しており、他の学校司書養成構想と異なる特色がある。

いずれにせよ、42単位~56単位という履修単位は、隣接の資格である司書資格の13科目24単位と比較しても、2倍近い単位数である。新規履修者においても、卒業資格単位の修得、GAP制度の導入等の履修環境の中では、「学校司書第二種資格として四十二単位程度」は、学部レベルでの図書館情報学専攻学校図書館コースでの単位取得、「五十六単位程度」は大学院修士課程での未履修科目の取得を構想しているように類推される。逆には、現職の学校司書の移行措置への考慮はないと考えられる。

評価軸 1. は学校司書第一種、学校司書第二種という資格を付与するものであり、トップダウン型である。2. は「学校教育の各教科等の学習指導」及び「教育課程外の読書指導」の「支援」を述べているので、科目案もそれに沿ったものであることが類推できる。3. 現行学校司書の移行・経過措置に関しての言及は見られない。

#### 4.5 日本図書館研究会学校図書館研究案グループ案

日本図書館研究会の学校図書館研究グループは、2015年2月21日の日本図書館研究会の研究大会においてグループ案を提案した。司書科目から14

単位、司書教諭科目から4単位、教職から8単位、新規開講する学校司書科目として必修8単位、選択4単位（学校司書科目及び特別支援教育基礎論という教職科目を含む）の合計38単位を必要としている。今回の科目案として考察しているものの中で最も多い単位数となっている。学校図書館の専門職としての活躍の期待からであろうが、非正規雇用が多い現状では受講者にとっては過度な負担となり得る。「生涯学習論」は社会教育の範囲とされる場合が多いが学校図書館の開放等を考慮したからであろうか。

評価軸1. は、ボトムアップ型である。2. は4～5科目を教職課程としている。「生徒指導・進路指導」が科目にあることから、「指導の支援」からいくぶん「指導」に踏み込んでいるように見える。3. は現行学校司書の移行・経過措置に関しては触れていない。

表3 日本図書館研究会学校図書館研究案グループ案

課程		科目	単位
司書	必修	生涯学習概論	2
		図書館概論	2
		図書館情報技術論	2
		図書館サービス概論	2
		図書館情報資源論	2
		図書館情報組織論	2
司書教諭	必修	学習指導と学校図書館	2
		読書と豊かな人間性	2
教職	必修	教育原理	2
		生徒指導・進路指導	2
		教育心理学	2
		特別活動論	2
	選択	特別支援教育基礎論	2
学校司書	必修	学校図書館概論	2
		学校図書館サービス論	2
		学校図書館サービス演習	2
		学校図書館情報資源論	2
	選択 (4 単位)	学校図書館実習	1
		学校図書館施設論	1
		学校図書館制度・学校図書館史	1

	以上)	学校図書館特論	1
		学校図書館総合演習	1
総単位数 38 単位			

#### 4.6 JLA 教育部会第2回研究集会

2015年3月28日に、JLA 教育部会第2回研究集会が開催された。テーマは「学校図書館職員養成のあり方を考える」である。3件の報告とこれを受けての討議・まとめが行われている<sup>50</sup>。

ここでは川原による報告「学校司書養成に求められる現職者養成のあり方」を取り上げる。

川原は1950年に成立した図書館法に基づく司書(補)講習の流れを批判的に追い、「文部省は早い段階から、司書資格は公共図書館の資格であり、講習によって現職公共図書館員を再教育し、この資格を付与するという目的を失っていた」と総括する。

そして、過去の司書講習実施に伴う実態の批判的な視点を基に、今回の学校図書館法の改正に伴う学校司書の明記とそれから派生する学校司書養成課題について、主軸を現職の学校司書の再教育に置き、「学校司書の省令科目」の速やかな制定を促す。

川原は、「(再教育) 実施期間は長くても3年と考え、1年以内に資格取得が可能なプログラム」を提唱している。その上で、大学等における学校司書課程での教育を前提に、「1年間で取得可能な科目数・単位数を設定する。将来増やすことは可能なので、最初は現職者が資格取得可能な設定とする」と提起している。

同案は、具体的な総単位数や科目構成がないため、具体的な検証は行えないし、案の基本的な枠組みは、政策論、制度論の範囲である。しかし、現職のいわゆる学校司書等が「1年間で取得可能な科目数・単位数」という縛りを思えば、e-Learning等の導入を行ったとしても、例えば現在の司書教諭講習科目である5科目10単位の範囲が、受講者からすれば上限と推測される。

なお、科目について「将来増やすことは可能なので」とし、「1年間で取得可能な科目数・単位数」を提起している。これには司書、司書教諭、教職の有資格者に対する読み替え措置もある。また、大学等における「学校司書課程」では、現役学生

が同等の仕組みで受講する案である。平成 10 年改正の学校図書館法（平成 11 年 4 月 1 日施行）以前の学校図書館法に基づく司書教諭の省令科目は 7 科目 8 単位であった<sup>51</sup>。この内、学校図書館の業務経験による減免措置は、実に 7 科目 7 単位に及び、実質は 1 科目 2 単位の「図書の整理」のみの受講者が少なくはなかった。この司書教諭講習及びそれに準拠した司書教諭課程の歴史を学校司書養成でも繰り返してはならないのではなからうか。

なお、同研究集会の「討議およびまとめ」において、司会者の松本が配布した図葉 1 枚（学校図書館職員養成に係るアプローチと関係する要因）は、こうした学校司書の養成問題等について、次のような検討枠組みを示唆しており、参考になる。

松本は、「カリキュラム・科目・取得単位数」の検討アプローチを実態重視の「ボトムアップ的アプローチ」と制度重視の「トップダウン的アプローチ」に分ける枠組みを示す。そして、関係する要因として、「任用形態（正規・非正規/専任・非専任）」、「関連資格とのバランス（司書教諭・司書・教諭）」、「現職者の養成」と「養成機関」、「研修・認定制度」である。

今後の学校司書の養成課題を考える上で、示唆に富んでいる。

#### 4.7 小考察 学校司書養成についての問題

このように各種学校司書に関する提案がされているが、いくつかの問題点がある。

1) 現行学校図書館法を前提に司書教諭と学校司書の二職論を取るならば、二つの専門的職務の業務切り分けが必要となるが、これを明確化することは困難である。

子どもの読書サポーターズ会議では学校司書の重要性が挙げられているが、役割分担では司書教諭が指導的立場とされていた。いずれにせよ、学校図書館における専門的職である学校司書の立ち位置を明確にすべきであり、これにより学校司書の養成構造は大きく変化するであろう。また今後もこの二職種併存を進めて行くべきかの議論も必要となろう。

2) 学校図書館に関連する法令等で業務内容の整合性を図る必要がある。

3) 学校司書は努力義務となっているため、司書教諭のように司書教諭講習会と司書教諭課程での積極的な開講となりにくい。

4) 司書教諭の実務経験による単位軽減措置、読み換えは抑制されたが、学校司書の有する資格や実務経験等による減免措置や読み換えはどのようにするのか、またいつまでその措置をするのか考慮する必要がある<sup>52</sup>。現職学校司書の所有資格は様々である<sup>53</sup>。何を学校司書科目と読み換えるのかを考えなくてはならない<sup>54</sup>。学校司書養成科目をまとめ、教科書が出来上がるまでに数年はかかるであろう。その間にも現職学校司書は増加していく。どこで養成を引き受けるのかも問題になるであろう。現職学校司書の養成については例えば放送大学等での教育、通信教育、集中講義で引き受けることも考えられる。勤務を続けながら資格取得ししやすい方策を取る必要があろう。

5) 学校司書に求められる理想像は高くとも、非正規雇用の場合には 100 万円程度の年収にしかならない。そのような現実の中で果たして卒業単位にも認定されない場合にはどれくらいの負担を学生に課するのが妥当なのであろうか。また非正規雇用ばかりとなると大学側が開講を倦厭しかねない。

6) 図書館司書科目と学校司書科目が大きく乖離してしまうと、両方の資格を取得したい学生への負担が更に増える。また学校司書といえども公立図書館についての理解は不要となるのであろうか？基本的には学校図書館法第 4 条 2 項にあるように「学校図書館は児童生徒及び教員の利用に供する」ものであるが、同条 5 項には公立図書館との連携以外にも「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。」ものとしている。いわゆる「学校図書館の地域開放」である。

7) 大学で学校司書養成科目を開講する場合、非常勤講師を雇用すると 1 科目あたり 15 万円程度必要となる。現行開講科目との乖離があればある程度大学側が負担する教員雇用賃金の負担が増加する。学生数が減少している中であまりにも過大な増加となると開講が難しくなりかねない。

8) そもそも学校司書科目を開講しても教えられる教員が揃うのかという点にも問題がある。

このような問題点を踏まえて養成を考えなく

ては現実味が無いものになりかねない。全国 SLA では「学校司書の法制度化に伴う事業」として「学校図書館専門職員資格制度検討委員会」を設置し、司書教諭、学校司書の資格や養成、研修制度の策定及び提言を行うとしている<sup>55</sup>。学校図書館の更なる活性化へ向けて期待される。

## 5. まとめ

本稿では、学校図書館法、司書教諭、学校司書の問題点、求められる学校司書像の相違、各種学校司書養成のカリキュラム案の考察をした。

学校司書の雇用に関しては、不安定な身分が常態化すると学校司書の理想像と乖離しかねず、学校司書養成科目にも影響を及ぼしかねない。学校図書館を活用する児童生徒、教職員、現職学校司書の想いや期待を踏みにじらないためにも学校図書館法の更なる改正、各自治体の理解が必要となる。

また「堀川報告」等ではあくまで学校司書は「支援」的業務であり事務職員とされているが、その範囲から超越した捉え方をしている案も多い。その理由として司書教諭の時数減免措置や活動実態が少ないことや、事務職員の範囲を大幅に超えた知識や技術の習得が学校司書に求められているからであろう。

いずれにせよ、短中期的には司書教諭と学校司書の職務分担が困難な二職配置の状況において、学校司書の立ち位置の探究が必要とされる。それは、1) 学校司書の新規養成課程の検討と共に、2) 現職学校司書のリカレント研修措置や新学校司書への資格移行措置、移行期間設定なども必要とされよう。

また中長期的には、関係法令の改正を含む新しい学校図書館の専門職の希求が求められる。ただし、その時点で現行の司書教諭及び新学校司書からの移行措置が課題として再び立ち上がる<sup>56</sup>。

近く学校司書の実態調査、養成の調査研究協力者会議が新たに進められるであろう。そこでの一定の提言を吟味し、新たな学校司書養成科目案を検討したい。

併せて、戦後の司書教諭養成体制の変遷と、司書教諭・学校司書の配置、職制等をめぐる歴史過程の再検証も必要と考えられる<sup>57</sup>。

なお、今回に検討対象としたさまざまな学校司書の養成案は、いずれも学校司書講習、又は、学校司書資格課程での単位取得での資格付与を前提としており、単位取得を国家試験の受験資格とするような構想はないことを付言しておきたい。

## 引用文献

<sup>1</sup>過去の学校図書館法改正について、学校図書館の人的問題については塩見昇『学校図書館職員論』教育史料出版会 2002 年が詳しい。

<sup>2</sup>参議院 議案情報 第 186 回国会

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/meisai/m18605186033.htm> (2015 年 3 月 21 日確認)

<sup>3</sup>例えば 1962 年の『学校図書館』では司書教諭の即時発令と学校司書制度の法制化を要望している。全国学校図書館協議会「学校図書館法の改正を要望する 1 司書教諭を即時発令すること 2 学校司書の制度を法制化すること」『学校図書館』135 号 1962 年 p.63-74

<sup>4</sup>「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成 26 年 7 月 29 日 26 文科初第 522 号)

<sup>5</sup>衆議院附帯決議

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618620140611023.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618620140611023.htm) (2015 年 3 月 21 日確認)

参議院附帯決議

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f068\\_061902.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f068_061902.pdf) (2015 年 3 月 21 日確認)

<sup>6</sup>しかしながら少なくとも現状では専任化等は考慮されていない。

<sup>7</sup>学校図書館議員連盟他「改正学校図書館法 Q&A—学校司書の法制化にあたって—」

<http://www.gakuto-seibi.jp/pdf/2014leaflet4.pdf> (2015 年 3 月 21 日確認)

<sup>8</sup>学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」平成 26 年 3 月

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/1346119\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/04/01/1346119_2.pdf) (2015 年 3 月 21 日確認)

<sup>9</sup>子どもの読書サポーターズ会議『これからの学校図書館の在り方について』2009 年 3 月

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf) (2015 年 3 月 21 日確認)

<sup>10</sup>日本共産党は正規雇用の専任学校司書の配置を求め修正案を提出した。加藤昭宏「専任・専門・正規の学校司書を全校に」『議会と自治体』199 号 2014 年 11 月 p.47-50

日本図書館協会「学校図書館法の一部を改正する法律について（見解及び要望）」

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/kenkai/20140704.pdf>  
(2015年3月21日確認)

水越規容子「学校図書館法改正をどう考えるか」『子どもの本棚』43(6) 2014年6月 p.21-23

11 根本彰「司書養成のあり方を問い返す」『図書館雑誌』2013年9月 p.576

12 梅本恵「学校司書法制化をふまえて 学校図書館づくり運動のこれから」『出版ニュース』2014年7月下 2014年7月 p.5

13 学校図書館問題研究会  
<http://gakutoken.net/opinion/2014gakutohou/> (2015年3月21日確認)

14 森田盛行「学校図書館法改正と今後の課題と展望」『学校図書館』766号 2014年8月 p.14-15

15 文部科学省「平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置について」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2012/03/06/1317831\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2012/03/06/1317831_3.pdf)  
(2015年3月21日確認)

なお、肥田はこの予算について、「これは小学校に約9,800人、中学校に約4,500人、1週あたり30時間の学校司書を概ね2校の1名ほど配置することが可能な財政措置」と解説している。(肥田美代子『「本」と生きる』ポプラ社, 2014.2, p.153-154)

16 全国学校図書館協議会「学校図書館整備施策の実施状況」『学校図書館』773号 2015年3月 p.55-56

17 前掲16)

18 前掲16)

19 文部科学省「平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置における考え方について」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2012/03/06/1317831\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2012/03/06/1317831_4.pdf)  
(2015年3月21日確認)

20 文部科学省「平成26年度結果学校基本調査」

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afiedfile/2014/12/19/1354124\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2014/12/19/1354124_1_1.pdf) (2015年3月21日確認)

21 例えば図書館・司書の求人情報図書館ジョブを参考にした。<http://lib.job1st.net/> (2015年3月21日確認)

22 例えば横浜市では単年度契約で週29時間勤務としている。横浜市教育委員会「平成26年度実施横浜市学校司書募集案内」採用条件は満20歳以上65歳未満という年齢のみであり、資格に関しては不問である。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/saiyou/other/20130430183937.html> (2015年3月21日確認)

神戸市でも同様に単年度契約で週29時間勤務である。神戸市教育委員会「平成26年度神戸市学校司書(学校図書館担当職員)募集案内」

尚、採用条件として司書資格もしくは司書補資格が必要となる。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2014/04/an>

[nai.pdf](#) (2015年3月21日確認)

23 森田盛行「学校図書館法制定60年の意義と今後の学校図書館」『学校図書館』759号 2014年1月 p.17

24 「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(平成9年6月11日文初小第447号)

25 文部科学省『平成24年度学校図書館の現状に関する結果について(概要)』平成25年3月

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/\\_icsFiles/afiedfile/2013/05/16/1330588\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afiedfile/2013/05/16/1330588_1.pdf) (2015年3月21日確認)

26 尚、教員定数については文科省と財務省で意見が食い違っており、文科省は教員定数を増加させたいが、財務省は少子化である等の理由により削減を求めている。ハフィントンポスト「教員定数の1万4000人削減を財務省が主張 文科省と対立」

[http://www.huffingtonpost.jp/2013/10/28/teachers-attribution-ministry-of-finance-n\\_4169124.html](http://www.huffingtonpost.jp/2013/10/28/teachers-attribution-ministry-of-finance-n_4169124.html) (2015年3月21日確認)

27 坂田仰「教育法制における学校図書館の位置—“理想”と“現実”の「溝」」『学校図書館』759号 2014年1月 p.22-23

28 文部科学省「司書教諭といわゆる「学校司書」に関する制度上の比較」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282905.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/1282905.htm) (2015年3月21日確認)

29 前掲25) p.4

30 塩見昇「学校図書館専門職員制度の課題」『図書館界』66(6) 2015年3月 p.382-390

例えば岡山の学校図書館・学校司書の歴史、発展を書いたものに『学校図書館はどうつくり発展してきたか』編集委員会『学校図書館はどうつくり発展してきたか』教育史料出版会 2001年がある。

過去には学校司書雇用の費目として公費以外に大半をPTA費等の私費で賄われていた時代もあった。佐藤三樹太郎「地財法の改正と学校司書」『学校図書館』128号 1961年6月 p.8-14

現在でもごく一部において私費雇用が見られる。全国SLA研究部・調査部「2014年度学校図書館調査報告」『学校図書館』769号 2014年11月 p.49

31 前掲25) p.4

32 前掲28)

高校では実習助手の配置が義務付けられているが、例えば普通科であると学級数25以上で2名、24以上で1名の実習助手が雇用される。2名以上の雇用がある際に内1名を学校司書に充てることもある。

33 前掲25)

34 前掲7)

35 例えば干田は東京都立高校の学校図書館の学校司書の現状について述べており、200校弱のうち61校が業務委託化しているとしている。その問題点として「図書委員会活動の維持が難しくなったり、授業との連携の難しさがあつたり」と述べている。干田つばさ『子どもの本棚』43(6) 2014年6月 p.30-32

- 36 前掲 16)
- 37 文部省『学校図書館の管理と運用』東洋館出版 1963 年
- 38 前掲 8)
- 39 前掲 30)
- 40 日本学校図書館学会 平成 25 年度日本学校図書館学会  
学校図書館フォーラム  
<http://www.jslls.jp/8-fohramu2014.html> (2015 年 3 月  
21 日確認)
- 41 子どもの読書サポーターズ会議『これからの学校図書  
館の活用の在り方について』2009 年 3 月  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf) (2015  
年 3 月 21 日確認)
- 42 塩見昇他『LIPER3 シンポジウム記録：日本の学校図  
書館専門職員はどうあるべきか：論点整理と展望』東京大  
学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース図書館情  
報学研究室 2013 年 9 月  
<http://hdl.handle.net/2261/55352> (2015 年 3 月 21 日確  
認)
- 43 前掲 42) p.26
- 44 前掲 42) p.36
- 45 根本氏は LIPER 研究として科研費の申請者である。
- 46 野口武悟「大学における学校司書の養成はどうあるべ  
きか」『子どもの本棚』43(6) 2014 年 6 月 p.28-30
- 47 日本図書館協会図書館学教育部会 2013 年 12 月 14 日  
「『学校司書』のちからを考える」配布資料
- 48 前掲 46) p.5
- 49 日本学校図書館協会 『日本学校図書館学会会報』第  
35 号 2015 年 3 月 p.5-8
- 50 報告 3 件と討議・まとめは次である。  
庭井史絵[ほか]「学校諸所刊職員養成において扱われる  
知識と技術(仮)」、岡田大輔「学校司書養成カリキュラム  
について」、川原亜季世「学校司書養成に求められる現職  
者教育のあり方」、松本直樹[ほか]「討議・まとめ」  
報告 3 件の内、庭井史絵[ほか]は、1) 司書教諭及び司書  
の養成科目群の教科書分析、2) 司書教諭及び学校司書に  
対する小アンケートの分析である。岡田の報告は、先に取り  
上げた日本図書館研究会の学校図書館研究グループの  
内容の再発表である。本稿での検討外としたい。
- 51 旧司書教諭講習の科目群、7 科目 8 単位は次であった。  
「学校図書館の管理と運用」(1 単位)、「図書の選択」(1  
単位)、「図書の整理」(2 単位)、「図書以外の資料の利用」(1  
単位)、「児童生徒の読書活動」(1 単位)、「学校図書館の利  
用指導」(1 単位)。  
実務免除を受けると、実際には 1 科目 2 単位「図書の整  
理」のみの受講で修了が可能であった。
- 52 司書教諭は実務経験による単位軽減措置を平成 11 年 4  
月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置期間を置い  
た上で廃止した。
- 53 教員免許、図書館司書、司書補以外にも INFOSTA や  
情報処理等の資格保有も考えられる。配慮はどこまでとす

るのか。

54 例えば日本図書館協会では認定司書制度を設けている。  
10 年間の勤務経験、研修等への参加、論文等の執筆が認定  
条件となる。ただし、これを学校司書に当てはめるとなると、  
現職学校司書約 2 万人の審査は誰がどの期間に行うのかとい  
う問題もあろう。

55 学校図書館協議会「NEWS 第 9 理事会、2014 年度各  
県 SLA 事務局長会議を開催」『学校図書館』773 号 2015  
年 3 月 p.10.

56 根本はこれについて、次のように述べている。

中長期的には、フランス型の専任司書教諭養成を目標  
にすべきである。(中略)ドキュメンタリスト教諭は、学  
校図書館に配置されて文献や情報の使い方を教授し、論  
文の書き方等の指導にあたる専門職である。教員養成系  
の大学・大学院において教科教員の一種として要請され  
る。(中略)日本でも教員資格が前提になっているが、フ  
ランスと同様に現行の教科に関する科目にあたるところ  
を学校図書館運営や学習指導支援、情報リテラシー等  
の科目として、資格を与えることを考えたらどうだろう  
か。(「図書館情報学の 40 年を振り返る」『生涯学習基  
盤経営研究』第 39 号, 2015.3, 16p.)

学校図書館の専門職を教員系列に位置付けた長期的な  
一つの見識であろう。

57 例えば直近では、「第 3 章 司書教諭養成の変遷—学校  
図書館法改正による制度改革の模索—」所収: 中村百合子  
[ほか]編著『図書館情報学教育の戦後史』ミネルヴァ書房,  
2015.8, p.157-202. という労作がある。